

## 『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 TEL 72-7316

### 小型家電回収実施中！リサイクルで資源を守ろう！

愛南町では、最終処分量の削減と、小型家電に含まれるレアメタル等の貴重な資源を再利用するため、小型家電の回収を実施しています。小型家電は、不燃ごみとして収集されると鉄など一部の金属を除いて廃棄物となりますが、役場で回収されたものは専門業者によって部品ごとに分けられ、有用金属、プラスチックが有価物としてリサイクルされていますので、回収にご協力をお願いします。

#### 小型家電回収品目一覧表

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 通信機器        | 携帯電話、スマートフォン、PHS端末 など   |
| 映像用・音響機器    | DVDプレーヤー、ラジオ、ラジカセ など    |
| PC 及び補助記憶装置 | パソコン、USB メモリ、タブレット端末 など |
| 自動車用(電子機器)  | カーナビ、カーステレオ、カースピーカー など  |
| 趣味電化製品      | デジカメ、ビデオカメラ、ゲーム機 など     |
| 生活家電        | 電話機、FAX、懐中電灯、電卓 など      |
| 家庭用医療・美容機器  | 電子体温計、電子血圧計、補聴器 など      |
| その他の家電      | リモコン、アダプター、充電器、時計 など    |

#### □回収場所

役場本庁および各支所  
(ボックスに入らない場合は窓口の職員にお声がけください。)

#### □回収日

月曜日～金曜日  
(祝日を除く。)

8時30分～17時00分



※本庁は町民サロン前に設置しています。

#### 【注意事項】

- ▶家電リサイクル法対象機器(テレビ、エアコン、洗濯機、洗濯乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫)は回収できません。
- ▶電池やバッテリーは外してください。
- ▶個人情報はず必ず消去してください。
- ▶取り外しの難しいリチウムイオン電池やモバイルバッテリーは発火の恐れがあるので、職員に直接お渡しください。
- ▶持ち込みは家庭で使用した家電に限ります。事業所で使用したものは産業廃棄物となります。

# 11月のごみ収集日についてお知らせ

令和7年11月3日(月)のごみ収集は休業となります。そのため、「びん・缶」の収集日が第1月曜日の地区では、11月の「びん・缶」、「ペットボトル」、「不燃物」の収集日がそれぞれ1週ずつ繰り下がりますので、ご注意ください。また、月曜日が可燃ごみの収集日になっている地区は、11月5日(水)に出すようにしてください。なお、大浜の環境衛生センターも11月3日(月)は休業となります。

令和7年11月の資源ごみ収集日が変更となる地区

| ブロック | 収集地区                                                                                                   | びん・缶(茶)       | ペットボトル(緑)     | 不燃物(青)        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| ③    | (城辺地域)<br>僧都/山出/梶郷上・下/大道上・下/檜床/樋口/西柳/岡/中緑/当時/下緑/左谷/太場/土居/三島団地/蓮乗寺/東浜/中組/奥前/西浜/鼻前/垣内/岩水/敦盛/柿ノ浦/大浜/中玉/脇本 | 11月10日<br>(月) | 11月17日<br>(月) | 11月24日<br>(月) |

※これ以外の地域は、資源ごみ収集日の変更はありません。

## 「フードドライブ」で支援の輪を広げましょう！

「フードドライブ」とは、安全性や品質には問題が無く、まだ食べられるにもかかわらず、パッケージの印刷ミスや缶のへこみ、規格外品であることなど、さまざまな理由で廃棄されている「もったいない食料」を橋渡しして、食料を必要としている個人や団体の皆様(こども食堂や生活困窮者支援施設など)に活用してもらう社会福祉活動です。

### お持ちいただきたい食品



回収場所:役場本庁、御荘支所

回収曜日:月曜日～金曜日

時間:午前8時30分～

午後5時15分

(年末年始及び祝祭日除く)



### ご注意ください点(下記5点を満たすこと)

- ① 未開封のもの(包装が破損していないもの)
- ② 賞味期限が明記され、期限が1ヵ月以上あるもの
- ③ 常温保存可能なもの(冷凍・冷蔵・生鮮食品以外)
- ④ 製造者または販売者表示のあるもの
- ⑤ 成分またはアレルギー表示のあるもの

※アルコール類(みりん・料理酒は除く)や手作りの品は対象外

役場本庁では保健福祉課子育て支援室横に設置しています。